

阿蘇中部3町村合併協議会設立総会会議録

- 1.平成15年11月18日午後4時00分 招集
- 2.平成15年11月18日午後4時00分 開会
- 3.平成15年11月18日午後5時00分 閉会
- 4.会議の区別 協議会(法定)
- 5.会議の場所 阿蘇いこいの村 会議室
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

- | | | |
|------|------|---------------------------------------|
| 1 番 | 一の宮町 | 渡 邊 力 丸 (一の宮町長) |
| 2 番 | 一の宮町 | 家 入 哲 也 (議会議長) |
| 3 番 | 一の宮町 | 宮 崎 昭 光 (合併問題調査研究特別委員会委員長) |
| 4 番 | 一の宮町 | 古 木 孝 宏 (議会総務常任委員長) |
| 5 番 | 一の宮町 | 笹 田 陽 三 (学識経験者) |
| 6 番 | 一の宮町 | 森 下 幸 美 (学識経験者) |
| 7 番 | 一の宮町 | 阿 蘇 品 清 二 (学識経験者) |
| 8 番 | 一の宮町 | 園 田 盡 (学識経験者) |
| 9 番 | 一の宮町 | 志 賀 聡 雄 (学識経験者) |
| 10 番 | 阿蘇町 | 河 崎 敦 夫 (阿蘇町長) |
| 11 番 | 阿蘇町 | 松 永 勲 (議会議長) |
| 13 番 | 阿蘇町 | 高 藤 拓 雄 (議会総務常任委員長・合併問題調査研究特別委員会副委員長) |
| 14 番 | 阿蘇町 | 松 村 勝 美 (収入役) |
| 15 番 | 阿蘇町 | 西 岡 ヤ ス 子 (女性の会代表) |
| 16 番 | 阿蘇町 | 丸 山 信 義 (阿蘇農業協同組合理事組合長) |
| 17 番 | 阿蘇町 | 小 笠 原 徹 朗 (観光協会会長) |
| 18 番 | 阿蘇町 | 森 山 幸 義 (区長会長) |
| 19 番 | 波野村 | 市 原 新 (波野村長) |
| 20 番 | 波野村 | 水 野 日 出 男 (議会議長) |
| 21 番 | 波野村 | 後 藤 新 一 (合併問題調査研究特別委員会委員長) |
| 22 番 | 波野村 | 山 口 定 喜 (合併問題調査研究特別委員会委員) |
| 23 番 | 波野村 | 阿 南 洋 (商工会会長) |
| 24 番 | 波野村 | 市 原 正 次 (農業委員会会長) |
| 25 番 | 波野村 | 阿 南 輝 和 (駐在員会長) |
| 26 番 | 波野村 | 岩 瀬 葉 津 子 (生活研究グループ連絡協議会会長) |
| 27 番 | 波野村 | 大 塚 國 勝 (教育長) |
| 28 番 | 振興局 | 岩 下 直 昭 (熊本県阿蘇地域振興局長) |

欠席議員

12 番 阿蘇町 家入 澄雄（議会副議長）

7.出席幹事及び欠席幹事

出席幹事

一の宮町 村山 健徳（総務課長）
阿蘇町 坂梨 正章（総務課長）
波野村 阿南 忠治（総務課長）
振興局 草野 武夫（阿蘇地域振興局振興調整室長）

欠席幹事

無し

8.説明のため出席した者の職氏名

無し

9.職務のため出席した事務局職員

局長	岩瀬 國興	次長	大塚 敏彦
局員	丸野 雄司		井 八 夫
	井野 孝文		本 田 良 治
	今村 清信		高 藤 裕 樹
	坂口 英明		

10.議題

（1）協議事項

- 協議第 1 阿蘇中部 3 町村合併協議会会議運営規程について
- 協議第 2 阿蘇中部 3 町村合併協議会の運営に関する申し合わせ事項について
- 協議第 3 阿蘇中部 3 町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 協議第 4 監査委員の選任について
- 協議第 5 合併協議項目について

（2）報告事項

- 報告第 1 平成 15 年度予算について
- 報告第 2 阿蘇中部 3 町村合併協議会幹事会設置規程
- 報告第 3 阿蘇中部 3 町村合併協議会専門部会設置規程
- 報告第 4 阿蘇中部 3 町村合併協議会事務局規程
- 報告第 5 阿蘇中部 3 町村合併協議会会議の傍聴に関する規程
- 報告第 6 阿蘇中部 3 町村合併協議会会議録等閲覧規程
- 報告第 7 阿蘇中部 3 町村合併協議会財務規程

（3）提案事項

新市建設計画について

小委員会の設置について

午後 4 時 00 分 開会

日程第 1 開会

阿蘇中部 3 町村合併協議会事務局長(岩瀬國興) ただ今から阿蘇中部 3 町村合併協議会設立総会を開催いたします。本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第に従いまして進めさせていただきます。

前回までの合併推進協議会は、11 月 17 日昨日、一の宮町、阿蘇町、波野村の各町村臨時議会におきまして法定協議会移行ということを議決いただきました。尚、会議に先立ちまして合併協議会の会長及び副会長につきましては、阿蘇中部 3 町村合併協議会規約の第 5 条第 2 項の規定により、3 町村の長が協議し選任することとなっており、これまでの間に町村長でご協議いただいたところがございます。その結果、会長に阿蘇町の河崎敦夫町長、副会長に一の宮町の渡邊力丸町長、同じく副会長に波野村の市原 新村長がそれぞれ就任されていることをまず報告させていただきます。

また併せまして、本日の出席数は委員 28 名中現在 26 名で、協議会規約第 8 条の定足数を満たしておることをご報告申し上げます。それではまず始めに、河崎会長がご挨拶を申し上げます。

日程第 2 会長挨拶

阿蘇中部 3 町村合併協議会会長

会長(河崎敦夫) 一言ご挨拶申し上げます。本日は、阿蘇中部 3 町村合併協議会の設立総会を開催いたしましたところ、お忙しい中、熊本県の黒田副知事さんをはじめ、ご来賓多数おいでいただきまして本当に有難うございます。

先ほど事務局の方からご紹介がありましたように、各町村の臨時議会によりまして、法定協議会設置の議決をいただきました。そして本日は法定協議会設立に向かうにあたり、町村長会を開きまして、先に承認いただきました合併協議会の規約第 5 条に基づき協議いたしました結果、不肖、河崎が任意協議会に引続きまして、会長職の重責を担うことになりました。副会長共々よろしく願い申し上げたいと思います。

さて、ご承知のように昨年 8 月 1 日に任意の阿蘇中部 4 町村合併推進協議会を発足いたしました以来、臨時会を含めると 19 回に亘りまして協議をされてまいりました。その間、残念なことでもございましたけれども、産山村さんの離脱ということもございましたが、一の宮町、阿蘇町、波野村の 3 町村の枠組みによりまして合併協議を進めていくということを確認いたしまして、本日ここに阿蘇中部 3 町村による法定協議会の設立という運びになったわけでございます。これまでの関係者の皆様方のご努力ご労苦に対しまして、改めて深甚なる敬意を表する次第でございます。

町村の合併というのは、50 年或いはまた 100 年の大計でもございます。人口の減少、或いはまた少子高齢化社会の到来、国際化や情報化等に伴う行政ニーズの多様化、地方分権の推進、国や地方の財政危機、日常生活の拡大等諸々の社会変化に対しまして、行財政の基盤を強化し、地域の資源を積極的に連携活用しながら、私達の子孫のためにより良いまちを作っていくためには、

町村合併の問題は避けて通れないということは、ここにおいでの皆様方にとっても共通の思いであらうかとこのように思っております。そのためこれまでの任意協議会においても、ある時は徹底的に議論を交わし、またある時はお互いの意見を尊重して譲り合い、様々な生みの苦しみを味わいながら、今日この日を迎えたわけでございます。私ども協議会委員は、今後残された協議事項について審議してまいります、どうか素晴らしい市が生まれますように委員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

尚また、皆様方この後委嘱状交付もございまして、阿蘇市の或いはそれぞれの旧町村の歴史的な一日になろうかと思えますし、その阿蘇市誕生に皆様方が大きく貢献された一人一人の委員として、或いはまたこのことを人生の1ページとして皆様方の人生の記録にも残るんではなかろうかこのように思っております。更なるご理解とご協力を賜りまして、この法定協議会、目的どおり平成16年度末に素晴らしい市として誕生することを心から願ひましてご挨拶に代えさせていただきます。有難うございました。

事務局長(岩瀬) 有難うございました。続きまして、本日おいでいただきましたご来賓の方よりご挨拶をいただきたいと思えます。まず始めに熊本県を代表いただきまして熊本県副知事、黒田武一郎様をお願いいたします

日程第3 来賓挨拶

県代表あいさつ

熊本県副知事(黒田武一郎君) 皆さんこんにちは。ご紹介いただきました県の副知事の黒田でございます。今日、この記念すべき法定協議会の発足の日に出席させていただきまして有難うございます。ところで今日、昼間のニュースで知事が定例記者会見で出ておりましたが、午後3時から東京で全国知事会が開かれますので定例記者会見の後、東京のほうに行かれました。そういうことでどうしても知事が出席できませんでしたので、私、代わりましてご挨拶を申し上げたいと思えます。

改めまして一の宮町、阿蘇町、そして波野村の3町村の法定協議会の設立、まことにめでとうございます。心からお喜び申し上げたいと思えます。

皆様方におかれましては、昨年8月に任意協議会を発足されて以来、少子高齢化をはじめとする大きな環境変化と地方分権に対応できる基礎自治体づくりを目指して積極的な検討を重ねてこられました。既に協議項目のかなりの部分については、相当程度の検討が進んでいるというふうにお聞きしておりますが、この法定協議会の設立によりまして、更に合併の実現に大きく近づくものと期待を申し上げます。

既に新聞等で報道されておりますが、この13日に地方制度に関します総理の諮問機関でございます第27次の地方制度調査会の答申が示されました。答申では厳しい様々な環境の中で、しっかりした専門性を有する行財政機関と、そしてしっかりした行財政基盤を有する市町村の行政体制整備を目標にしまして、現行の市町村合併特例法の期限後も新しい法律を制定すると。但し、現行の支援策、財政支援措置はとらない形で一定期間更に合併を推進するとの考え方が示された

ところでございます。

今後、具体的な法案作成作業を私ども見守っていく必要がございますが、皆様方阿蘇中部 3 町村におかれましては、こうした環境変化の動きを的確に受け止められてこれ、地域の将来、子供達の未来を見据えまして町村長、そして議会の皆様方がリーダーシップを取られ、地域住民の皆様方と連携しながら検討を深められてこられたことにつきまして、改めて敬意を表したいと思います。

市町村合併は環境変化への対応であります、これができあがりますと新しい町づくりのチャンスということも言えるかと思えます。特にこの阿蘇中部地域は申すまでもなく世界に誇る阿蘇山を持っております。広大な自然、豊かな農地、様々な歴史、そして地域に根付いた伝統文化など本県の中でも特筆されるところが多い地域でございます。

この九州屈指の観光地である阿蘇が元気になれば、熊本県全体の活性化に繋がるというふうに多に期待いたしております。3 町村合併が無事成就しまして、阿蘇市が誕生し、将来ビジョンに示されました国際環境観光都市、これが現実のものになり、更に魅力あふれる町づくりに磨きがかかることを県としても強く期待申し上げます。

今後先ほど、河崎町長のほうからお話ございましたが、合併に向けて精力的な協議が進められていくと思えますが、県内、色々な合併に向けての動きがございますが、やはり最後の最後までそれぞれの地域が、それぞれの地域のことを真剣に考えて議論をすればするほど色々な課題が出てくることもこれは間違いがございません。ただこれにつきましてはやはりより良い将来を見据えてやっていくという気持ちでお互いが議論を尽くしあって、ただ理解をしあうところは理解しあうと。そういうふうな形で、是非前向き、あくまでも合併というのは目標じゃございませんで、より良い町づくりの手段でしかございませんので、この手段になるための合併に向けての議論をしていただければというふうに思います。

県内各地で色々な動きがございます度に、私どもも地域振興局中心に私達も直接出向いていきまして、色々な話をさせていただいております。是非この協議会の場でも、忌憚のない意見交換をしあっていただき、より良い未来に向かって、これは本当によく知事が申し上げますが、現在というのは未来社会の預かりものというふうな言い方をしております。未来の子供達にとって何が素晴らしいまちとなるか、そういうふうな観点で最良の選択を行っていただくことをお願い申し上げます。

県といたしましても、厳しい非常に厳しい財政状況でございますが、この合併関係につきましてはできる限りの財政的な支援措置、また事務的な支援につきましておしまないつもりでございます。是非この阿蘇地域振興局を十分に活用していただきまして、これからの議論が実り多いものになっていただくことを期待申し上げます。

最後になりますけれども、改めまして素晴らしい阿蘇市が誕生することをお祈り申し上げますとともに、今日ご出席の関係者の皆様方のご健勝と今後の円滑な協議を祈念申し上げますご挨拶とさせていただきます。本日はおめでとうございます。有難うございました。

事務局長(岩瀬) 有難うございました。続きまして熊本県議会を代表いただきまして、熊本

県議会議長、西岡勝成様よろしく申し上げます。

県議会代表あいさつ

熊本県議会議長（佐藤雅司君） 皆さん、こんにちは。今日は代理でまいりますが、地元選出の県議会議員の佐藤雅司でございます。今日は西岡議長自ら出まして、今日の法定協議会のお祝い並びにご挨拶を申し上げるのが筋でございますけども、ちょうど色々行事が立て込んでおまして、ぜひ行って皆さん方によろしく申し上げてくれと、そしてまた祝辞を代読してくれということでございましたので、預かってまいりましたので代読をさせていただきたいと思えます。

本日は、阿蘇中部3町村合併協議会設立総会にお招きいただき有難うございます。県議会を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

振り返りますと平成13年8月に阿蘇地域町村合併検討会として合併に向けた枠組みの検討を開始し、昨年8月には阿蘇中部4町村合併推進協議会を設置、具体的な協議を進めている中に、今年の8月、産山村の離脱が表明され、私どもは驚きと同時に不安な思いを持っていたところでございます。

しかし、本日ここに法定協議会の設立をみることができて心から安堵し喜んでおります。関係の皆様方には、本日までのご苦勞に対しまして改めてご慰勞を申し上げ敬意を表します。

さて、地方自治体は税収の低迷や地方交付税制度の見直し等により、大変厳しい財政運営を余儀なくされておりますが、一方で、地域住民の行政に対するニーズは、年々多様化するとともに地方分権も拡大し、自治体の役割と責務はますます重くなってきております。

阿蘇地域においても、急速に進展している少子高齢化への対応、地元産業の活性化など、課題が山積しており、行財政基盤の強化と様々な行政課題に対応ができる体制づくりが求められている中において、本日、新市建設に向けて協議会が設立されましたことは、誠に喜ばしい限りでございます。

阿蘇地域は、世界最大級のカルデラをはじめ、広大な草原や森林、更には各地に湧出する温泉など、豊かな自然に恵まれ、毎年1,800万人もの観光客が訪れております。これらの大自然や観光資源を活かしながら、住民にとって住みやすい活力あるまちづくりを進めていただきたいと存じます。

また、合併の効果として、ともすれば財政面や効率性ばかりに目が向きますが、10年、20年先の将来を見据えて、地域住民の方々と一緒にしっかりとした新市ビジョンや新たな魅力作り上げていただきたいと願っております。

私ども県議会も精一杯ご支援をしてみたいので、本協議会におかれましても皆様方の英知を結集していただいて円滑に協議を進めていただき、住民の期待する素晴らしい阿蘇市が予定どおり誕生いたしますよう心からご祈念申し上げてご挨拶といたします。平成15年11月18日、熊本県議会議長、西岡勝成でございますが、私からも一言ご挨拶申し上げさせていただきたいと思えますが、今、副知事さんのほうからございましたように、合併というのはまさにスタートで

あるというふうに思います。一の宮町も阿蘇町も、合併町村として、これまでちょうど来年で50年になるのでしょうか、50年して始めて一つになりかけているといえますか、そういう厳しい経緯がございます。

これからスタートに向かって、新しい21世紀の新たなこの阿蘇市が、このそれぞれの地域のそれぞれの持ち味を活かしながら、新しい新市ができますように皆さん方の更なるご努力をお願いしたいと思っております。私も公約の中で申し上げましたとおり、新しい町づくりに精一杯の支援をしてまいりたいとこのように考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。本日はまことにご苦労さまでございます。

事務局長（岩瀬） どうも有難うございました。

来賓紹介

事務局長（岩瀬） それではここで、本日おいでいただいておりますご来賓の方を紹介させていただきます。先ほどご挨拶いただきました熊本県副知事、黒田武一郎様でございます。続きまして熊本県議会議員、佐藤雅司様です。続きまして熊本県総務審議員兼市町村合併推進室室長、小嶋一誠様です。ご多忙の中にご列席いただきまして有難うございました。なお、熊本県議会議員、堤 泰宏様におかれましては本日所用のためご出席できませんでしたので、欠席届けが出されております。よろしくお願ひいたします。

日程第4 委嘱状交付及び委員紹介

事務局長（岩瀬） 続きまして委嘱状の交付に移らせていただきます。委員の皆様につきましては、協議会規約第4条第2項によりすでに選任していただいております。そして本日出席いただいております。委員のご紹介につきましては、お手元の資料の総会次第、総会資料の3ページのところに阿蘇中部3町村合併協議会委員等名簿に掲載されておりますので、それによってお呼びさせていただきますが、委嘱状の交付は会長が持ち回りいたしますのでよろしくお願ひいたします。委員の皆様は、その場でお待ちくださいませ。

それではまず渡邊力丸様です。続きまして市原 新様です。続きまして岩下直昭様です。続きまして家入哲也様です。宮崎昭光様です。古木孝宏様です。笹田陽三様です。森下幸美様です。阿蘇品清二様です。園田 盡様です。志賀聡雄様です。続きまして阿蘇町委員の皆さんです。松永 勲様です。高藤拓雄様です。松村勝美様です。西岡ヤス子様です。丸山信義様です。小笠原徹朗様です。森山幸義様です。続いて波野村委員の皆さんです。水野日出男様です。後藤新一様です。山口定喜様です。阿南 洋様です。市原正次様です。阿南輝和様です。岩瀬葉津子様です。大塚國勝様です。

日程第5 幹事及び事務局職員紹介

事務局長（岩瀬） 続きまして幹事並びに事務局の紹介をさせていただきます。まず幹事、一の宮町総務課長、村山健徳様です。阿蘇町総務課長、坂梨正章様です。波野村総務課長、阿南忠

治様です。もう一名の幹事、振興調整室長の草野武夫様は本日出席されておりません。

なお、ただ今委嘱状を交付させていただきました中に、ほとんどの方は任意協議会からの継続の委員の方でいらっしゃいますけれども、一の宮町委員の交代がございましたので、ご紹介しておきます。前任、宮本議長様が変わられまして家入哲也様です。それから、新しく古木孝宏様でございます。議会代表の委員の方々でございます。総務常任委員長ということで、委員の交代がございました。

続きまして職員の紹介につきましては、一同職員の方ご起立ください。任意協議会と変わられず9名の者でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局長(岩瀬) それでは早速会議のほうに移らせていただきます。河崎会長、議事の進行につきましてはよろしくお願ひいたします。

会議録署名及び会期の決定

会長(河崎敦夫) はい、それでは早速会議を始めさせていただきます。まず会議録署名委員でございますが、一の宮町森下幸美委員、阿蘇町西岡ヤス子委員、波野村市原正次委員お三方にお願ひいたします。続きまして会期の決定でございますが、会期は本日一日といたしますが、それでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) はい、それでは本日一日といたします。

日程第6 経過報告

(1) これまでの経緯について

会長(河崎敦夫) まずこれまでの経緯について、事務局から経過報告をいただきます。

阿蘇中部3町村合併協議会事務局次長(大塚敏彦) それでは事務局のほうから経過報告をさせていただきます。まずこれまでの経緯についてでございます。資料の5ページ目から6ページ目をご覧いただきたいと思ひます。

平成13年の8月に、阿蘇郡の12町村の町村長及び議長によります合併検討会が設置されました。その後合併についての調査研究が、数回にわたり進められております。平成14年、昨年5月に阿蘇中部北部の議会議長、特別委員会正副委員長の意見交換会におきまして中部4町村と北部2町の枠組みで協議を進めていくことが確認されました。その後昨年8月1日、阿蘇中部4町村合併推進協議会が設立されております。臨時会も含めましてこの推進協議会はこれまで19回に渡る協議を重ねております。各協議会で確認された内容につきましては、資料の概要欄にそれぞれつめさせていただきます。ご覧いただきたいと思ひます。

その後平成15年9月17日に産山村の離脱後の取扱いについて協議がなされ、一の宮町、阿蘇町、波野村の3町村で協議を進めていくことが確認されました。平成15年10月24日、第18回の推進協議会におきまして法定協議会を11月18日に設立するという確認がなされ、その後昨日17日の各町村議会の議決を得まして、本日付で法定協議会の設立にいたっております。

(2) 阿蘇中部3町村合併協議会規約について

事務局次長(大塚) 引き続きまして阿蘇中部3町村合併協議会規約について、報告をさせていただきます。資料の7ページ目以降になります。

阿蘇中部3町村合併協議会規約案につきましては、10月24日の第18回任意協議会におきまして事務局から説明をさせていただき、ご確認をいただきました。その後、昨日17日の各町村議会の中で協議会規約の議決をいただいております。

本日の第1回設立総会につきましては、この合併協議会規約に従いまして、会長の選任、委員等の選任を行ったうえで会議を進めさせていただいております。以上簡単ではございますけれどもこれまでの経緯及び阿蘇中部3町村合併協議会規約についてご報告いたします。

会長(河崎敦夫) はい、ただ今事務局から報告がございましたが、この件について何か質疑ございませんでしょうか。事務局報告どおりでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) それではそのように取り計らいます。有難うございました。

事務局長(岩瀬) それではここで本日ご来賓としておいでいただきました熊本県副知事黒田武一郎様におかれましては公用のためご退席でございます。本当に有難うございました。それでは引き続きまして協議事項のほうに移らせていただきます。

日程第7 議題

(1) 協議事項

協議第1号 阿蘇中部3町村合併協議会会議運営規程について

協議第2号 阿蘇中部3町村合併協議会の運営に関する申し合わせ事項について

協議第3号 阿蘇中部3町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

協議第4号 監査委員の選任について

協議第5号 合併協議項目について

会長(河崎敦夫) 次に協議事項について事務局のほうから説明をさせていただきます。

事務局次長(大塚) それでは議題の(1)協議事項につきまして、ご説明をさせていただきます。協議第5号まででございますけれども合わせてご説明をさせていただきたいと思っております。資料の10ページ目をお開きいただきたいと思います。

協議第1号、阿蘇中部3町村合併協議会会議運営規程から第5号合併協議項目につきまして、5項目につきまして協議事項を出させていただきます。

まず協議第1号から3号について、資料の13ページ目から16ページ目のところに提案をさせていただきます。各規程、申し合わせ事項につきまして3つ出してありますけれども、これは任意協議会の時と同じ取扱いで提案をさせていただきます。まず、会議の運営についてでございます。13ページ目になりますけれども、会議は原則公開とし、会議の進行につきまし

てはこれまで同様全会一致を持って進めることを原則とするということで、出させていただきます。

次に申し合わせ事項でございます。15 ページ目をお開きいただきたいと思います。会議の開催につきましては原則として毎月第 2 火曜日の午後 1 時 30 分からとしております。これもこれまでの任意協議会と同様の取扱いでございます。会議録の署名につきましては、各町村 1 名の 3 名でお願いしたいと思います。その他については、変更特にございません。

次に、16 ページ目をお開きいただきたいと思います。阿蘇中部 3 町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございますけども、これにつきましても任意協議会と全く同じ取扱いでいたしております。

続きまして、協議第 4 号、監査委員の選任について、ご説明させていただきます。資料の 10 ページ目をご覧くださいと思います。監査委員につきましては、協議会規約第 13 条第 1 項に、会長が 3 町村の監査委員のうちから協議会の同意を得て 2 名を委嘱することとされております。会長案としまして任意協議会の時と同様、会長所在の町村以外の監査委員の中から、一の宮町の山部謙一郎様、波野村の堀 昇様をお願いしたいというふうに考えています。これにつきましては協議会の同意が必要でございますので、後ほど合意をお願いしたいというふうに思っています。

引き続きまして協議第 5 号合併協議項目についてでございます。これにつきましては資料の 17 ページ目をご覧くださいと思います。合併協議項目につきましては、任意協議会で確認されましたとおり 45 項目を出させていただきます。また、各協議項目ごとに任意協議会において確認された具体的協議事項を資料の 18 ページ目から 32 ページ目までに付けさせていただきます。一部明らかに不要になった部分を線引きで削除させていただきますけど、任意協議会において確認されましたこれらの協議事項については法定協議会においても確認されたものとしての取扱いをお願いするというふうに思っております。

以上協議第 1 号から第 5 号までを説明させていただきました。よろしくご協議をお願いします。

会長（河崎敦夫） はい、事務局から協議第 1 号から第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号ということで説明がございました。事務局の説明にもありましたようにこの協議項目が、任意協議会で決定して協議されて決定された分もこの法定協議会にご提案申し上げておるわけでございますが、この件についてご意見ございませんか。ないということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、それでは協議第 1 号から第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号については原案どおり承認決定いたします。

事務局長（岩瀬） ただ今この案件の中で監査委員の決定におきまして承認いただきましたですけども、監査委員の委嘱状交付につきましては、後ほどまた会長のほうから贈らせていただきますので、そのようにお知らせいただきたいと思います。有難うございました。

- (2) 報告事項 報告第1号 平成15年度予算について
報告第2号 阿蘇中部3町村合併協議会幹事会設置規程
報告第3号 阿蘇中部3町村合併協議会専門部会設置規程
報告第4号 阿蘇中部3町村合併協議会事務局規程
報告第5号 阿蘇中部3町村合併協議会会議の傍聴に関する規程
報告第6号 阿蘇中部3町村合併協議会会議録等閲覧規程
報告第7号 阿蘇中部3町村合併協議会財務規程

会長(河崎敦夫) 引き続き議事に入ります。報告事項に移りますが、第1号から第7号までまとめて事務局の報告をお願いいたします。

事務局次長(大塚) それでは報告事項につきまして事務局のほうからまとめて説明させていただきたいと思います。

まず報告第1号の合併協議会の予算についてでございます。資料には33ページ目から39ページ目までに付けさせていただいております。これにつきましては、10月24日の第18回任意協議会においてご承認いただきましたけれども、各町村の議会におきまして、負担金としての議決をいただいております。今年度の阿蘇中部3町村合併協議会の運営につきましてはこの予算の中で執行をさせていただきたいというふうに考えています。よろしく申し上げます。

続きまして報告事項の第2号から第7号についてでございます。資料の11ページ目をご覧ください。第2号から第7号までに各規程を記載しておりますけれども、これらの規程につきましては、協議会規約等に基づきまして会長が別に定めるということになっておるのでございます。各根拠規程につきましては、10ページ目に枠組みの中に書いているものでございますけれども、この各規程について先ほど会長の承認を得て定めさせていただきましたのでこの場でご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、他の規程の本文につきましては、資料の40ページ目から51ページ目までに付けさせていただいておりますけれども、具体的な中身につきましては、任意協議会の時の取扱いと同じとさせていただきます。

以上報告事項についてご報告をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

会長(河崎敦夫) はい。報告事項の第1号から第7号までそれぞれの予算、或いはまた色々規程等々の報告でございました。これらにつきましても任意協議会でそれぞれ検討済みということですが、委員の方々から何かご意見ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) 異議なしということでございます。従いまして報告第1号から報告第7号までのこれも提案どおり、報告どおり承認ということにいたします。有難うございました。次

お願いします。

(3) 提案事項

新市建設計画について

事務局次長(大塚) 有難うございました。それでは引き続きまして提案事項についてご説明させていただきたいと思えます。提案事項について2項目ございますけども、一つずつお願いをいたしたいと思えます。

まず新市の建設計画についてでございます。新市の建設計画につきましては第18回の推進協議会で素案の提示をさせていただいたところでございます。その後これまでの間に各町村の意見を集約させていただきまして、修正のものを本日お手元に別冊でお配りしているところでございます。

このお配りしている案を持ちまして今後、県との事前協議を進めていきたいというふうを考えています。この件につきましては、今後のスケジュール等もございませぬですから、本日ご了解をいただければ早速県との事前協議に取りかかりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。なお、事前協議が整い次第、再び協議会でお諮りした上で、県との本協議を行う予定でございますので申し添えておきます。どうぞよろしくご協議をお願いします。

会長(河崎敦夫) はい、事務局から今報告ございましたように、新市、阿蘇市建設計画案というのが、県との事前協議をしなくてはいけないということでございます。そういうことですが、この件について何かご意見ございませぬでしょうか。

波野村(後藤新一君) はい。

会長(河崎敦夫) はい、どうぞ。

波野村(後藤新一君) 建設計画案ですが、前回素案を提示されましたが、それ以後について修正をされたということでございます。その修正された事項について説明願います。

会長(河崎敦夫) 事務局。

阿蘇中部3町村合併協議会事務局員(井 八夫) 建設計画を担当しております井と申します。よろしくお願いいいたします。前回の任意協議会から修正になりました部分について、大きな部分を申し上げますとほとんど語句の修正、或いは漢字の間違いといったようなところを訂正いたしております。

まず6ページですが、これはまだ修正が終わってない部分ですが、グラフにつきましては、平成13年度までの観光統計というものをしっておりますが、県のほうで平成14年度版が発行されたということになっていきますので、データを手に入れ次第、修正するという予定にいたしております。

それから15ページをご覧いただきたいと思えます。合わせて14ページのほうもご覧いただきたいと思えますが、14ページのほうは新市の土地利用の概略図ということで、大まかな進行方

向を示しておるものになっております。これにつきましては概念ということでご覧いただきたいと思いますが、いくつかポイントが増えております。赤水から一の宮のほうに抜けております 8 メーター道路等が、地図に入っていなかった部分の修正で似たようなものが入っております。

それから 15 ページの人口のほうにつきましては、これまでの資料では平成 27 年度推定で新市の人口は 2 万 6,421 名になるという推定を出しておりましたが、目標値を持つということにしてあります。真ん中の表の一番右のほうに目標人口ということで表示をしておりますが、目標人口ということで現在 3 万 457 名が平成 12 年の国勢調査での人口でございますが、目標人口として 3 万人を設定してこれに見合うような政策をとっていくというような目標を立ててあります。

それから 16 ページ以降につきましては、それぞれの専門部会と打ち合わせを行いながら、文字の訂正、或いはどうしても上げておいたほうが必要な事業、主要事業等について盛り込んであります。大きな点ではほとんど変わっておりません。

それから後段のほうになります。48 ページからになります。重点プロジェクトということで表示をいたしておりますが、前段の主要事業とは別に重点プロジェクトという章を設けまして、新市で取り組む事業であります。国や県との一帯となった、或いはまた 10 年を超えた目標を設定するという大きな視点に立ったプロジェクトということで 48 ページから記入をいたしております。だいたい概要で以上の点が変わったところございます。あと細かなところは変わっておりますけれども、割愛をさせていただきます。

会長（河崎敦夫君） 後藤委員さんよろしゅうございますか。他にございませんか。はい。ないようございますので次に進ませていただきます。

小委員会の設置について

会長（河崎敦夫） 次は小委員会ですか。事務局。

事務局次長（大塚） それではもう一点、提案事項につきまして、提案事項の になりましてけれども、新市の庁舎建設等に関する小委員会の設置についてということで提案させていただきます。

第 18 回の任意協議会におきまして、新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会につきまして解散をいたしました。小委員会報告の付帯事項にもございましたとおり、今後、新市の事務所や支所等の新築、改築、改修等を行うにあたりまして、具体的な調査審議を行うために、新たに庁舎建設等に関する小委員会の設置をお願いできないかということでご提案をさせていただきます。

設置規程案につきましては、設立総会資料の最後のページになります。52 ページ目をご覧いただきたいと思いますが、小委員会の所掌事項につきまして第 2 条にあげさせていただいております。任意協におきます小委員会で報告いただきました庁舎や支所の件、文化ホール、道路アクセス等の項目を所掌事項としましてあげさせていただいております。

それと第 7 条をご覧いただきたいと思いますが、協議会への報告につきましては今回基本的に小委員会のほうである程度対応をお願いしたいということで、協議会への報告につきましては

特に必要があると認めた場合は、協議会の会議で報告するというような形であげさせていただいております。

また小委員会に諮るための資料作成や具体的な協議調整を行うために第9条でございますけれども、各町村の職員によります専門部会を設置することとしております。それと任期につきましては、第2条にあげました所掌事項の完了または協議会の解散承認を持って終了するというようにいたしております。

これは事務局からのお願いでございますけれども、委員につきましては前回の小委員会と同様、第3条で協議会の会長が委員のうちから3町村推薦に基づき指名するというようになっております。それで、これまでの小委員会におきました協議の継続性の点から、できれば前回、任意協議会におきまして小委員会を設置いたしましたけれども、その小委員会の委員さん方に引き続き今回の小委員会の委員もお願いできないかということで、これは提案でございます。ご要望でございますのでよろしくご協議をお願いしたいと思います。

会長（河崎敦夫） はい、ただ今庁舎建設等に関する小委員会の設置ということでございましたが、これについて何かご意見ございませんでしょうか。設置することについては異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、それでは小委員会設置することには決定しました。従いましてまた小委員会のメンバーについては、今までの任意協議会の時の小委員会ということですか。そういうメンバーだということでございますが、よろしゅうございますでしょうか。何かご意見ございませんか。メンバーにつきましては任意協議会当時の小委員会をそのまま委員になっていただくということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい。じゃそのように取り計らいます。有難うございました。

日程第8 その他

会長（河崎敦夫） 以上でございますが、何か質問がございませんでしょうか。はい、どうぞ。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町の高藤でございます。実は阿蘇町の合併問題特別委員会の中で出ました意見を少し述べさせていただきたいと思っております。

いよいよ法定協議会が発足いたしまして、阿蘇市の誕生が身近になったというような現状でございますけれども、他の協議会等の例を見ますと色々と移行した中での離脱だとかそういったことが非常に多く見受けられているところでございまして、その第1番の条件というのがやっぱり紳士協定の遵守問題、そういったことが非常に重要な問題を占めているというようなことでございます。

それで、本協議会はやっぱり新市協定というものが、本当に重要な遵守されるべき問題でございますので、できましたら駆け込み事業の防止だとかそういった紳士協定書、そういったものを

明文化していただけないかというようなことでございます。これは3町村の町村長さん方の会合だとかそういった中で、明文化等はしていただければ結構というふうなことでございまして、今後ご協議いただけないかというようなことでございます。以上であります。

会長（河崎敦夫） 事務局が答えるわけにはいかんかな。事務局、何かいい案がありますか。庁舎建設等委員会設置規約の中に具体的に何ですか、2条か、2条に何か書いてあるようにもございませぬ。

事務局次長（大塚） それではただ今の高藤委員さんのご質問に対しまして、解答させていただきたいと思っておりますけれども、他の協議会におきまして紳士協定につきましては明文化している協議会もございませぬ。

それでそういったご意向もございまして、今後各町村長さん方と相談しながらということになるかと思っておりますけれども、一応素案を作りまして、幹事会なり町村長会なりで検討をさせていただきたいというふうに思います。それで、本日はそういった準備は整っておりませぬけれども、またその件につきましては検討させていただきたいと思っておりますので、それをお願いしたいというふうに思います。

会長（河崎敦夫） 任意協議会の中でも色々検討されたと思っておりますけれども、やはり標準財政規模ですか。15パーセント、3町村で拠出する。基金として持ち寄る。

それと同時にまた、これは3町村長の紳士契約でもございませぬが、駆け込み事業をしないとか、そういう申し合わせが必要ならば、やはり3町村長で相談しながら決めていかないとじゃなからうかと思っておりますが、何かこの件について。

それぞれの委員さん、一の宮さん何かありますか。はい、どうぞ。

一の宮町（宮崎昭光君） 一の宮の宮崎ですけれども、私も先ほどの阿蘇町の高藤委員の発言には大賛成でございませぬ。いうならばですね、こういった問題はもう少し早くですね、法定協に移行の前でもですね、やっぱり町村長さんの中です、申し合わせるべきじゃなかつたろうか。そういったことじゃなからうかと思っております。

それで今、会長の言葉で今からでもという言葉がありましたけれども、今からでもですね、やはり最低限な道理としてですね、そのあたりは取り決め、協定をしておいていただきたいと思います。仕分けをですね、合併前と新市のところの仕分けをですね、きちっとですね、整理しておく必要があるんじゃなからうかと思っております。

会長（河崎敦夫） 他に何か。この件について委員の方々ありませんか。

波野村（後藤新一君） 今の高藤委員の意見に、我々もそれに同意します。首長会や総務課長の幹事会があるわけですから、首長会や幹事会でですね、よくそこらへんは、お互いに先取りをしないようによろしく一つお願いしたいというふうに思います。同じ意見です。

会長（河崎敦夫） 3町村長、口ではですね、紳士約束しております。紳士約束ですから紳士協定ですからですね、それはどうのこうのと言うわけにはいきませぬけど、その不安要素があるとすれば事務局のほうと、或いは幹事会等と相談しながら安心するような形の中でこれを明文化するなり、そういうことができるかどうか今後継続ということによろしゅうございませぬか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） じゃ、そのように取り計らいます。他ございませんか。無いようでございますが、次は次回の開催日でございます。事務局のほうで。提案ございましたら。

日程第9 次回開催日について

事務局長（岩瀬） 次回の予定を提案させていただきたいと思います。今回は、12月9日火曜日、1時30分から一の宮町就業改善センターでお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長（河崎敦夫） 12月9日午後1時30分、一の宮町の就業改善センターです。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それではそのように決定いたします。有難うございました。

日程第10 閉会

会長（河崎敦夫） 以上で議事が終わりました。皆様方のご協力、誠に有難うございました。

事務局長（岩瀬） それではこれを持ちまして、阿蘇中部3町村合併協議会の設立総会を終了させていただきます。どうも有難うございました。

午後5時00分 閉会